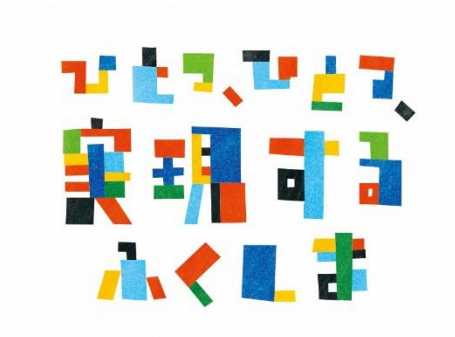


令和 7 年度
福島県脱炭素関連技術開発
事業化可能性調査事業費補助金
募集要領

募集期間

令和 7 年 4 月 1 4 日（月）～ 1 2 月 1 5 日（月）
※申請をお考えの方は、事前にお問い合わせください。



福島県

商工労働部 次世代産業課

〒960-8670 福島市杉妻町 2-16

電 話 : 024-521-8058

F A X : 024-521-7932

I. 制度の概要

1 趣旨

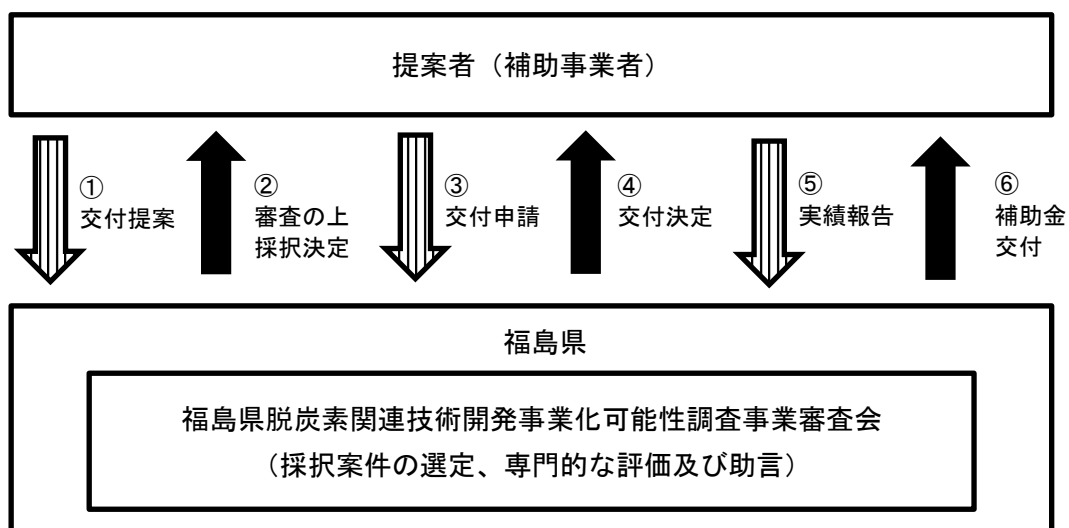
県は、世界的なカーボンニュートラルへの動きの中で、県内事業者の競争力強化及び事業基盤の強化を図ることを目的に、脱炭素に資する技術の実用化開発等に係る事業化可能性調査を実施する県内事業者に対し、その経費の一部を予算の範囲内で補助します。

2 対象となる事業

対象となる事業は、県内事業者が行う脱炭素関連技術の実用化開発等に係る事業化可能性調査とします。

脱炭素関連技術	
技術分野	内容（例）
カーボンリサイクル関連分野	コンクリート、バイオ燃料、プラスチック原料
資源循環関連分野	バイオ素材、再生材、廃棄物発電
その他脱炭素関連分野	他のいずれの区分にも属さないもので、脱炭素化に資するもの（エネルギー関連分野（再生可能エネルギー、エネルギーネットワーク、蓄電池、水素、燃料アンモニア）を除く）

3 事業スキーム図



※ 審査会で採択となった提案者に対し、交付申請書の提出を求めます。審査会で指摘された事項等を精査の上、ご提出ください。

4 対象者

- (1) 対象者は、脱炭素関連技術の実用化開発等に係る事業化可能性調査を実施しようとする県内に事業所を置く法人格を有する事業者(特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)に基づき認証を受けた特定非営利活動法人を含む)であって、県内において地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律(平成19年法律第40号)第13条第4項に規定する地域経済牽引事業計画の承認を受けている者とします。
- (2) 対象者は、次に掲げる事項を全て満たさなければなりません。
- ア 補助事業を的確に遂行するため、十分な管理体制が構築されていること。
 - イ 補助事業を的確に遂行するため、対象経費内の自己資金の調達を含め、十分な経理的基礎を有すること。
- (3) 本補助事業は、いわゆる反社会的勢力に該当する方は利用できません。

5 対象経費

- (1) 対象経費は、次のとおりとします。

補助対象経費	
区分	内容
委託費	大学や公設試験研究機関等との共同研究、先行技術調査、市場調査等、事業の一部を委託する場合に要する経費(特許印紙代等を除く)
外注費	事業に必要な試作、試験・分析・検査等を外注する場合に要する経費
機器・設備等賃借料	事業に必要な機器・設備等を借用する場合に要する経費
その他諸経費	他のいずれの区分にも属さないもので、特に事業の実施に必要であると認められる経費(謝金、旅費、印刷製本費、光熱水料(専用のメータの検針により事業に使用した料金が算出できる場合に限る)等)

- (2) 前表に掲げるものであっても、次に掲げる経費については、対象経費から除きます。
- ア 補助金の交付決定日の属する年度の2月末日までに支払いが完了しない経費。
 - イ 調査のために必要な機器・設備等の購入・製作に要する経費、補助事業者において調査事業に従事する者の人件費。
 - ウ 補助事業を実施するために直接必要な費用と認められないもの。

6 対象事業期間

補助金の対象事業期間は、当該補助金の交付決定日から最長で当該年度の2月末日までとします。

7 補助金の額

補助額及び補助率

	補助率	補助上限額
大企業 ※1	1／2以内	10,000千円
中小企業 ※2	2／3以内	10,000千円

※1 次のいずれかに該当する企業は「みなし大企業」として、大企業の補助率とします。

- (1) 発行済み株式の総数又は出資価格の総額の2分の1以上を同一の大企業（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項に定める者で、中小企業以外の者をいう。以下同じ。）が所有していること。
- (2) 発行済み株式の総数又は出資価格の総額の3分の2以上を複数の大企業が所有していること。
- (3) 大企業の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の2分の1以上を占めていること。
- (4) 資本金又は出資金が5億円以上の法人に直接又は間接に100%の株式を保有されていること。
- (5) 交付申請時において、確定している（申告済みの）直近過去3年分の各年又は各事業年度の課税所得の年平均額が15億円を超えていること。

※2 中小企業の定義は下表のとおりとします。

業種	定義（従業員規模・資本金規模）
製造業、その他業種	300人以下 または 3億円以下
卸売業	100人以下 または 1億円以下
小売業	50人以下 または 5,000万円以下
サービス業	100人以下 または 5,000万円以下

8 選定方法

- (1) 県は、補助対象事業を選定するため、外部有識者等で構成される福島県脱炭素関連技術開発事業化可能性調査事業審査会（以下「審査会」という。）を設置します。

交付提案を受理した全ての案件について、事務局が形式的な書面審査を行った上で、審査会に諮り、採択事業を選定します。

書面審査において、次のものについては不合格とします。

- ア 公募要領に沿った書類を形式的に整えていない提案
- イ 脱炭素関連技術分野に該当しない提案

審査会では、提案者が提出した資料によりプレゼンテーションを行っていただきます。

なお、審査会の日程や場所、開催方式等については、書面審査を通過した提案者にのみ通知します。原則、日程は変更できませんのでご了承ください。

- (2) 選定にあたっては、対象事業、対象者、対象経費等に関する要件判定のほか、次に掲げる事項について総合的に判断します。

評価内容

	評価項目	評価内容
1	事業の必要性・目的・目標	・事業の必要性及び目的・目標は妥当か。
2	事業実施確実性	・事業を実施するにあたり、資金、人材等の経営資源が十分に備わっているか。
3	事業内容の妥当性	・事業内容及び方法は妥当か。
4	基礎となる技術の優位性	・調査の基礎となる技術に優位性はあるか。
5	事業化計画の妥当性	・事業実施後の展開、事業化計画は妥当か。
6	加点項目	・パートナーシップ構築宣言をしているか。

9 交付決定の手続き

- (1) 審査会で採択となった提案者に対し、交付申請書の提出を求めます。審査会で指摘された事項等を精査の上、ご提出ください。提出いただいた申請書に基づき、県が補助金交付を決定することになります。
- なお、採択決定後から補助金交付決定までの間に、県との協議を経て、事業規模実施体制、金額などに変更が生じる可能性があります。
- (2) 補助金交付に当たっての条件の協議が整い次第、補助金交付決定となり、その後、事業開始となりますので、あらかじめご承知おきください。また、条件が合致しない場合には、補助金交付の決定ができない場合もありますのでご了承ください。
- (3) また、補助金交付決定前に締結された契約や支出された経費については補助対象外となりますのでご注意ください。

10 補助事業終了後の実績報告書の提出及び発表

補助事業者は、補助事業終了後、事業実績報告書を提出しなければなりません。

また、事業成果を発表していただく場合があります。発表の時期、場所、方法等については、別途指示します。

11 補助金の支払方法

原則として、事業終了後の精算払となります。

※ 事業終了前の支払い（概算払）は必要性が認められる場合に限られます。

12 補助事業者の義務

補助事業者は、先に掲げた補助事業終了後の実績報告書の提出及び発表の他に、次に掲げる義務を負います。

- (1) 補助事業の成果の事業化に努力しなければなりません。
- (2) 申請書の提出から補助事業の終了までの間に、補助事業の当初の経費配分やスケジュール等の実施内容に変更が生じる場合、または補助事業を中止もしくは廃止しようとする場合には、変更等の承認を得なければなりません。
- (3) 補助事業に係る経理について、その収支の事実を明確にした証拠書類を整理し、

交付年度終了後5年間保存しなければなりません。

Ⅱ. 交付提案に必要な書類等

1 提出先及び問い合わせ先

福島県商工労働部次世代産業課

〒960-8670（県庁専用郵便番号）

福島市杉妻町2-16

電話 024-521-8058

FAX 024-521-7932

電子メール hydrogen-industry@pref.fukushima.lg.jp

募集案内ホームページ

<https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/32021f/datsutanso-fs.html>

様式等は、ホームページからダウンロードすることができます。

2 交付提案書受付期間

受付期間 令和7年4月14日（月）～ 12月15日（月）

※原則、毎月15日（土日祝日の場合は翌営業日）17時までに受領した
ものについては、同月内に審査し、結果（採択又は不採択）を申請者あ
てに通知することとします。その後、採択、交付決定、補助事業開始と
なります。

※予算額に達した場合には、その時点で受付を終了します。

※表1「福島県脱炭素関連技術開発事業化可能性調査事業費補助金 交付
提案に係る提出書類」を確認のうえ、漏れの無いようご注意ください。

3 結果の通知

審査結果（採択又は不採択）について、後日申請者あて通知します。

4 公表

採択となった場合には、企業名、所在地等を公表しますので、あらかじめご了承ください。

表 1 福島県脱炭素関連技術開発事業化可能性調査事業費補助金
交付提案に係る提出書類

提出書類	備考
1 福島県脱炭素関連技術開発事業化可能性調査事業費 補助金交付提案書（様式第 1） 2 福島県脱炭素関連技術開発事業化可能性調査事業 実施計画書 （様式第 1 の別紙 1） （1）事業者の概要 （2）事業の内容 （3）補助対象年度事業スケジュール （4）収支計画（申請年度） （5）収支・財務状況（直近 2 期分） 3 調査の基礎となる技術・事業化計画詳細 （様式第 1 の別紙 2） 4 補助事業に要する経費の算出基礎資料 （様式第 1 の別紙 3） 5 添付書 （1）会社概要 ※特に作成してない場合は、会社の概要が分かる内容が 記載されているもの（ホームページに掲載している会 社概要等）でも結構です。 （2）申込者の法人登記簿謄本、定款及び事業報告書の写し （3）申込日の直前 2 期分（決算期間が半年の場合には 3 期分、 創業後間もない企業は創業後のものを全て）の財務諸表 （貸借対照表、損益計算書等）（写し可） （4）地域経済牽引事業計画の承認書及び収受印押印済みの承 認申請書 <u>※交付提案時点で承認を受けていない場合は、承認後 速やかに提出すること。</u>	提出部数 正本 1 部 副本 9 部

※サイズは、全て A 4 判としてください。

※パンチ穴あけや、ホッチキス留めなどをせず、クリップ等でまとめてください。